

国民健康保険の第三者行為の届出について

住民課 内線 242

◆ 第三者行為の届出

第三者（自分以外の人）が原因となったケガや病気についても、届出により国民健康保険で治療を受けることができます。

ただし、加害者からすでに治療費を受け取っている場合は、給付対象になりません。

また、自動車などの自損事故の場合は、一般的には国民健康保険の給付対象になります。

第三者の行為で負傷して、保険証等を使って治療を受ける場合は、必ず速やかに住民課の担当窓口にご連絡ください。

なお、労災対象の事故など雇用者が負担するとき、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

※お届けいただけない場合には、保険者が負担した医療費を返還していただくことがあります。

◆ 第三者行為とは

第三者行為として、最も代表的な事例が「交通事故」です。その他では、他人の家の犬にかまれた場合やゴルフボールを当てられた場合等があります。

- | | |
|-----|---|
| (例) | <ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故（バイクや自転車によるものも含む） ● 他人のペットなどによるケガ ● 不当な暴力や障害行為によるケガ ● スキー・スノーボードなどの接触事故 ● 他者所有の建物での設備の欠陥などによる事故 |
|-----|---|

◆ 医療費は加害者が負担

第三者の行為により病院又は診療所にかかった場合は、第三者がその医療費等を負担することになります。ただし、国民健康保険加入者の過失分は、国民健康保険から医療の給付を受けることになります。

◆ 国民健康保険を使った場合

お届けをいただき、国民健康保険を使われた場合には、かかった医療費のうち、第三者が負担すべき医療費分を扶桑町があとから第三者に請求します。

医師の診察を受ける際は、第三者行為によるけがなどであることを正しく伝えましょう。

◆ 示談をする前に

被害者と加害者の話し合いの結果、示談してしまうと、その示談の内容が優先されるため、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談は慎重にしてください。示談をする場合は、事前にご連絡いただくとともに、示談成立の場合は、速やかに示談書の写しを提出してください。

◆ 手続きに必要なもの

- 国民健康保険被保険者証（保険証） ● 印鑑 ● 届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）
 - 以下の書類を作成し、発生後 30 日以内に提出してください。
 1. 第三者行為による被害届
 2. 事故発生状況報告書
 3. 念書（被害者側）
 4. 交通事故証明書（人身事故扱い）
- ※自損事故の場合は、「第三者行為による被害届」「事故発生状況報告書」「交通事故証明書」のみ提出してください。
- ※交通事故で諸事情があり、交通事故証明書（人身事故扱い）入手することができない場合、「人身事故証明書入手不能理由書」と交通事故証明書（物件事故扱い）を併せてご提出ください。
- ※第三者行為の状況によってその他に、念書等、双方の署名が必要な書類がある場合もありますので、詳しくは住民課の担当者までご確認ください。
- ※本人または同一世帯の方以外の方が代理人として申請される場合、委任状が必要となる場合があります。

◆ 手続きする場所

住民課保険医療グループ

※届出ができるのは、本人、世帯主、住民票上同一世帯の方です。

住民票上別世帯の方が届出をされる場合は、本人または世帯主の記入した委任状が必要になります。

◆ その他

治療が完了・中止されたとき、示談された場合には、必ず住民課までご連絡いただきますようお願いいたします。